

## みずほ銀行との高齢者等の見守りに関する協定の締結について

区とみずほ銀行中野支店、中野北口支店、鷺宮支店（以下「みずほ銀行」という。）は相互に協力体制を確立し、高齢者、障害者、子ども（以下「高齢者等」という。）が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを推進することを目的に、以下のとおり、協定を締結する。

### 1 取り組み概要

みずほ銀行の日常業務において、高齢者等に関して、何らかの異変に気づいた場合に、業務に支障のない範囲で区に連絡する。

区はその状況を確認し、当該区民への支援が必要と判断した場合には、速やかに関係機関と連携して支援等に係る活動を実施する。

### 2 活動の対象となる地域

中野区内でみずほ銀行が日常の業務を行う地域全域。

### 3 相互理解

区とみずほ銀行は、高齢者等への見守り活動の実施に当たって、相互理解による高い信頼関係と協力関係を構築し、継続的な見守り活動が実施できるよう、その体制の確立に努める。

### 4 協定の有効期限

協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、区、みずほ銀行のいずれからも特段の申し出がなければ、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

### 5 今後の予定

令和元年10月中旬 協定締結